

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日の翌日  
が休日は、  
その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定  
解除予定の保安林

解除予定の保安林

土地改良事業計画の適否の決定 (三件)

土地改良事業の認可 (二件)

麻かひの指定の一部改正

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 告 鳥取県職員採用初級試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第七百三十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律 (昭和三十二年法律第四十一号) 第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則 (昭和三十三年厚生省令第八号) 第二十二条において準用する同規則第十二条の規

定により告示する。

昭和五十三年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十三年七月二十六日	鳥取生活センター 本店薬局	鳥取市行徳は一〇三
昭和五十三年七月二十八日	吉成薬局	鳥取市吉成七七九ノ四一

### 鳥取県告示第七百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町舟場字大ソバ六三〇の四、六三〇の六、六三四の三、六三五の三、六三六の三、六三七の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

## 鳥取県告示第七百五号

昭和五十三年七月六日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(曹源寺地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十三年八月二十三日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

三朝町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七百六号

昭和五十三年六月八日付けで若桜町から申請のあつた土地改良(丸岡地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十三年八月二十三日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

若桜町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七百七号

昭和五十三年七月二十五日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(福岡地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十三年八月二十三日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

溝口町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八号

関金町から申請のあった町営土地改良(堀(福原)地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年八月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九号

関金町から申請のあった町営土地改良(堀(米富・小泉)地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年八月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百十号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十号(廢<sup>か</sup>の指定について)の一部を次のように改正し、昭和五十三年九月一日から施行する。

昭和五十三年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県立鳥取盲学校 鳥取市立川町五丁目」を「鳥取県立鳥取盲学校 鳥取県立鳥取聾学校 鳥取市立川町五丁目」に改める。  
岩美郡国府町大字宮下  
岩美郡国府町大字宮下

鳥取県告示第七百一十号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十三年八月二十七日から施行する。

昭和五十三年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中  
「米子西支店 米子市角盤町二丁目」  
を削る。

公 告

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和53年 8月22日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

- 1 試験の名称  
昭和53年度鳥取県職員採用初級試験
- 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数	試験の区分	採用予定者数
一般事務 (A)	約 2 名	学校事務 (東部)	約 4 名
一般事務 (B)	約 20 名	学校事務 (中部)	約 4 名
警察事務	約 2 名	学校事務 (西部)	約 3 名
林業	1 名		

- 3 対象となる職種  
知事の事務部局、教育委員会事務局、市町村立小・中学校、警察本部等に勤務する行政職給料表7等級相当程度の初級係員の職給与
- 4 この試験に合格し、採用された者は、原則として、行政職給料表の7等級3号給の給料のほか諸手当が支給される。
- 5 受験資格  
受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第281号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受験資格
一般事務 (A)	昭和32年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれ
学校事務 (東部)	

学校事務 (中部)	た者
学校事務 (西部)	
一般事務 (B)	昭和32年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれ た男子
警察事務	
林業	

- 6 第1次試験
  - (1) 試験種目  
林業を除く区分については、教養試験(多枝選択式)、適性試験(多枝選択式)、作文試験及び適性検査  
林業の区分については、教養試験(多枝選択式) 専門試験(多枝選択式) 及び適性検査とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。
  - (2) 試験の期日  
昭和53年10月15日(日)
  - (3) 試験の場所  
鳥取市東町二丁目112番地一鳥取県立鳥取西高等学校  
米子市錦町一丁目103番地一鳥取県立米子西高等学校
  - (4) 第1次試験合格者の発表  
昭和53年11月中旬に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220番地)にその氏名を掲示して発表する。  
なお、合格者には書面で通知する。
- 7 第2次試験
  - (1) 試験種目

人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は、個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和53年11月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和53年12月上旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、試験の区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験の手續

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会に提出すること。

なお、申込受付期間中は、「試験の区分」の変更をすることができる。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和53年9月1日(金)から9月30日(土)まで(日曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、昭和53年9月30日までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(ただし、土曜日は、12時まで)

11 その他

(1) 受験手續その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を、郵便によつて行う場合には、50円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別 表

専門試験(多肢選択式) 出題分野一覧表

試験の区分	出 題 分 野
林 業	林業経営、測樹、育林、伐木運材 林業機械、砂防、測量、木材加工、林産製造